少年法の必要性ついて

【目次】

- 1.はじめに
- 2.少年法の存在意義
- 3.少年法は甘い法律か
- 4.健全育成について
- 5.少年法は必要か
- 6.おわりに

1.はじめに

近年、未成年者が犯罪に関与するケースが増加している。この問題に対処するためには、 法的なアプローチが不可欠である。未成年者に対する法的手続きが重要である理由や、そ の効果について深く理解することが、社会全体の安全と未来の展望に寄与することが期待 される。さらに、現代社会において、未成年者が犯罪に関与することは避けられない現実 となっている。その際、未成年者に対してどのような法的アプローチを取るべきかについ ては、社会全体にとって極めて重要な問題となる。ここでは、「少年法の必要性」に焦点を 当て、なぜこの法律が存在し、なぜ必要なのかについて探究していくこととする。

2.少年法の存在意義

まず、少年法の基本的な理念について見ていく。少年法は、未成年者が犯罪に巻き込まれた場合に、単なる罰則だけでなく、保護と更生を中心とする法律であり、未成年者がまだ発達途上であり、その特有の状況を十分に理解し、彼らの将来に対する影響を最小限に抑えるための制度として確立された。未成年者が犯罪に関与した場合、その背後には様々な要因が存在する。心理的、社会的な未熟さが犯罪行動につながることが多く、これを理解し、考慮することが必要だ。例えば、十分な教育を受けていない、家庭環境が安定していない、友人関係に問題があるなど、未成年者が抱える問題は多岐にわたる。これらの背景をふまえ、未成年者が適切なサポートを受け、更生できる環境を整えることが、将来の犯罪予防にもつながると考える。

3.少年法は甘い法律か

そんな少年法だが、近年、少年法は甘い法律なのではないかと問題視されているが、このことについて検討していく。そこでまず、少年犯罪の処分の種類について見ていく。少年犯罪に対しては、通常の刑事事件と異なる独自の処分が行われる。指導、注意などで済

めば不処分、一定期間の保護観察で更生が望めると考えられれば、1年程度の保護観察処分となる。再度犯行の可能性が高い場合には少年院へ送られ、そこで教科指導、職業指導なども行われる。また、少年院よりも開放的な施設での更生を考える場合は、児童自立支援施設への送致になる場合もある。より悪質な場合は、通常の刑事事件として考え、検察官送致となる。ただ、刑事事件として扱われる場合にも、例えば犯行時、18歳以下の場合は、大人なら死刑が適当とされる場合は無期懲役に、無期懲役が適当という場合は15年以下、10年以上の懲役刑へと緩和されることになっているなど、特別な定めが設けられている。ただし、未成年者だから少年法に守られている、という認識を持った未成年者が多くなってきて、少年であることを逆手に取った犯罪も増えてきていることから、さらなる厳罰化を求める声が大きくなっている。1

さらに、時折少年による残虐な殺人事件が報道され、世間の注目を浴びる。これらの事件が起こると、たとえ犯人が少年とはいえ、その行為は大人顔負けの凶悪なものであり、犯人は極刑に処せられるべきであり、日本の少年法は犯罪少年に甘すぎるから、凶悪な犯行が多発するのではないかというような意見が必ず出る。このような主張に同調する人は少なくないだろう。

しかし、この主張をそのまま受け入れるのではなく、この問題を十分検討した上で、どうあるべきかを決めていくという慎重な姿勢が必要である。少年院や保護観察などの教育方法は、少年の生活意識や態度を根本から改めさせるために、少年自身の努力によって非行性を克服させようとするものであり、少年自身にとって非常に厳しい自己練磨が要求される。そこには甘やかしの要素はほとんどなく、刑罰がその懲罰的な性格により他律的改善を図る手段であるとすると、保護処分は、自律的改善を少年に強制する手段だということになる。2刑罰と保護処分は改善手段としての性格が違うが、少年に対する処分としてどちらが重いか一概には決めることができず、少年法では、刑罰が多用されないからといって、甘い法律だと断定してしまう訳にはいかないのではないか。

4.健全育成について

また、少年法は、「少年の健全な育成」を目的に、更生に重きをおくことが理念とされている。では、その「健全育成」を目的とする少年に対する処遇の内容について見ていく。まず、特に重視されるのが少年の人格の尊重である。少年は非行によって他人の生活領域を侵犯し、または侵犯する危険を生じさせたので、再非行の危険性の除去が処遇の基礎に置かれることは言うまでもない。しかし、危険性が除去されれば処遇が終わるというものではない。処遇は、その少年の特性にあった成長発達を実現するためのものなので、成長発達の阻害要因を取り除くのに必要な援助を与える必要がある。そしてそれは、少年自身の自立的な努力が積み重ねられてはじめて可能になるので、処遇するものは、少年との人格的な交流を通してその努力を求め、援助していくことが必要とされる。3

^{1 &}lt;u>少年法とはなんですか? |刑事事件に強いヴィクトワール法律事務所 (第一東京弁護士会所属) (vict-keiji.com)</u> (2024 年 1 月 18 日閲覧)

² 澤登俊雄『少年法』(中公新書 2008 年)7 頁

³ 澤登・前掲注 109 頁

5.少年法は必要か

では、これまでの見解をふまえ、少年法は本当に必要なのかに焦点を当てて考察していく。

まず、少年法は、未成年者の心理的発達段階や判断力の未熟さを考慮し、その特別性に応じた法的取り決めを提供している。さらに、先述したように、この法律は少年の健全育成を目的としており、少年法は罰則だけでなく、未成年者を社会に適応させるための保護と更生を基本的な原則としている。罰せられることよりも、犯罪を犯した未成年者が改善され、社会に再統合されることが重視されている。そして、少年法は未成年者に対する適切な対応が社会全体に与える影響を考慮している。再犯の予防や、未成年者が良き市民として社会に貢献できるようにサポートすることが、社会的な安定と犯罪の削減につながる。

しかし、成人と同様の法的権利を与えなければ憲法の定める法の下の平等に反するという見方もある。そうなると、精神未熟な少年が有効に契約等を成立できることになる。それだと悪意の契約行為等からどのように未成年を守るのか、非常に難しい。未成年者の凶悪犯罪を捉えて、少年法を無用という考えは極論である。

未成年者の犯罪行為の殆どは凶悪犯罪ではなく、家庭の事情などからくるものも多いのが実態だ。未熟な精神状態の未成年者に刑罰を与え、更正を困難とすると、途上国でよくあるように犯罪組織の一員になったり、生活保護等の福祉に過剰な負担がかかるか、いずれにせよ公共の利益に反する。現在の制度でも、未成年者なら犯罪し放題ということはない。少年法の内容が全て完璧であるとはいえないが、必要な制度であると私は思う。

6.おわりに

少年法が存在することについて、私は重要だと感じている。この法律は、未成年者が犯罪に関与した場合に、単なる罰則だけではなく、保護と更生を重視したアプローチを提供している。

一つの重要な視点は、未成年者がまだ発達途上であることを理解し、その発達段階に合わせた対応が可能である点である。彼らが社会的・心理的に未熟な段階で厳しい刑罰を受けることは、将来の社会復帰を難しくする可能性がある。そのため、少年法は教育機会を保護し、犯罪によって未成年者が抱える問題を解決するための支援が行えるようになっている。

また、この法律は再犯防止と社会復帰を促進するリハビリテーションの機会を提供する。 未成年者に対して単なる罰を与えるのではなく、彼らが犯罪から学び、成長し、社会に貢献できるような環境を整えることが重要であり、これは、将来の犯罪予防にもつながる。

総じて、少年法は未成年者を厳罰に処するのではなく、彼らを保護し、更生させることを目的としており、社会的な安全性と共に、人権と公正な取り扱いの原則を尊重する必要があると考える。少年法は、未成年者が犯罪に巻き込まれた場合に、保護と更生を通じて適切に対応するための必要不可欠な法的な仕組みである。未成年者の特別性を理解し、教育と更生の視点から少年法をより理解し、活用していくことが、社会全体の利益にも繋が

るのではないだろうか。